

地域密着型サービスの種類と費用のめやす

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は岐阜市の住民に限定され、岐阜市が事業者の指定や監督を行います。

複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援が受けられます。



日帰りのサービス

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



24時間対応のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

※要支援の人は利用できません

小規模施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※要支援の人は利用できません

グループホーム

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



※要支援の人は利用できません

夜間のサービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間態勢の訪問介護があります。

※要支援の人は利用できません

地域密着型特定施設
入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※要支援の人は利用できません

費用の支払い

サービスを利用したら費用の1割を支払います

在宅でサービスを利用したとき

介護サービスの居宅サービス・介護予防サービスには、要介護度ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。(下表)限度額の範囲内でサービスを利用したときは自己負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

サービスの利用限度額(1カ月)

要介護度	利用限度額(1カ月)	自己負担(1割)
要支援1	49,700円	4,970円
要支援2	104,000円	10,400円
要介護1	165,800円	16,580円
要介護2	194,800円	19,480円
要介護3	267,500円	26,750円
要介護4	306,000円	30,600円
要介護5	358,300円	35,830円

★施設や住宅に入所して利用するサービスは、左記の限度額に含まれません。

★次のサービスは、左記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

●特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)

..... 年間10万円<自己負担 年間1万円>

●居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

..... 20万円(同一住宅)<自己負担 2万円>

●居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

..... 医師・歯科医師が行う場合は1カ月1万円(月2回まで)<自己負担 1,000円>など

1割の自己負担が高額になったとき

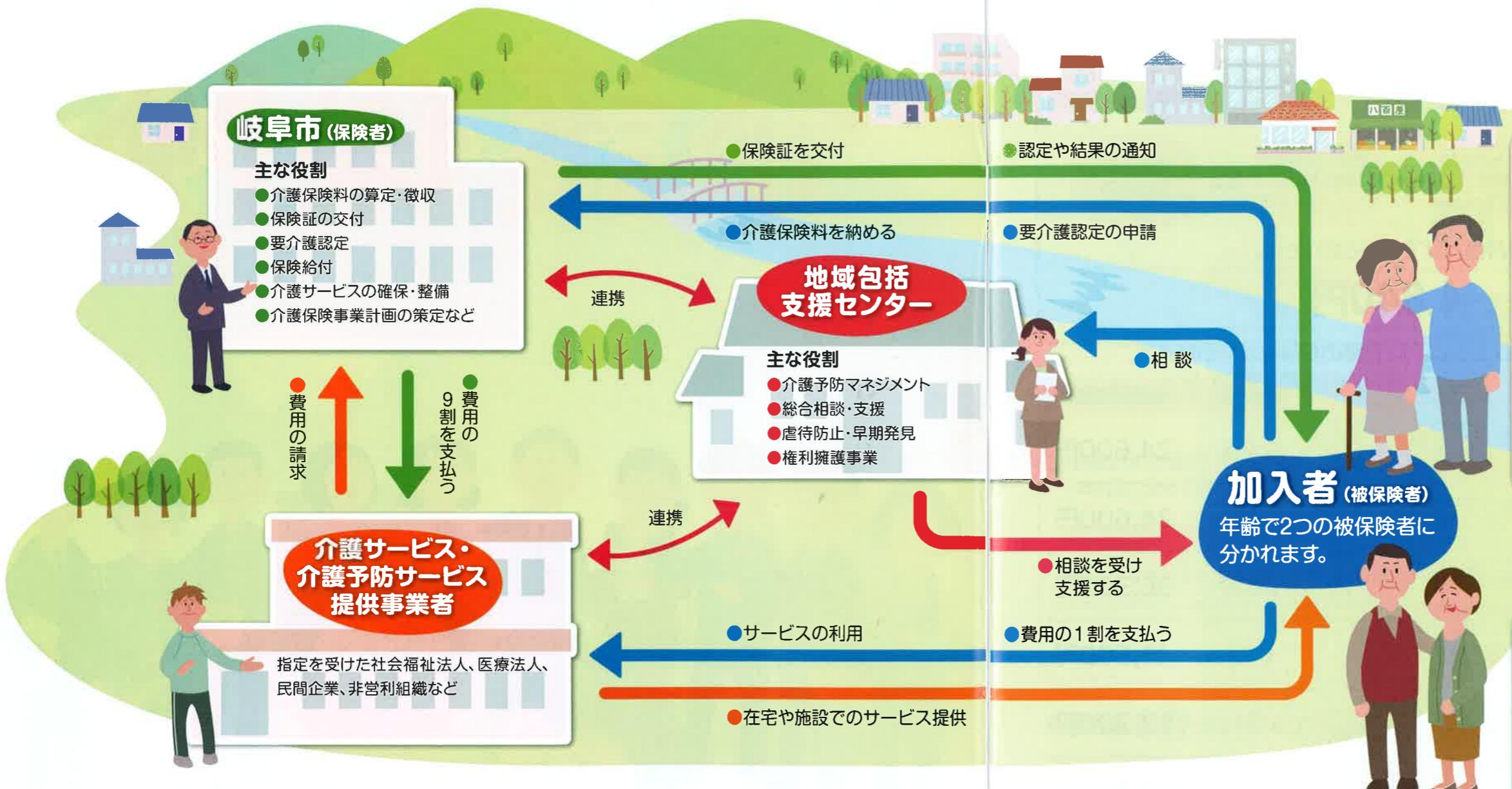
(高額介護サービス費)

同じ月に利用したサービスの1割の自己負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合計)が一定の限度額を超えた場合は、申請により、その超えた分が払い戻されます。該当される人は、市から通知します。通知が届いてから岐阜市の介護保険課に「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。2回目以降は、原則申請しなくても指定口座に振り込まれます。



所得区分	世帯の限度額
・生活保護受給の人等	15,000円
・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人	24,600円 (個人 15,000円)
・市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	24,600円 (個人 15,000円)
・市民税非課税世帯で上記に該当しない人	24,600円
・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人	37,200円
・本人が市民税課税の人	

住み慣れた地域でいつまでも元気に



地域包括支援センターとはどんなところ？

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすためには、介護や医療といった個々のサービスだけでなく、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支えていく体制が必要です。

「地域包括支援センター」はその体制の中核となって、市町村や地域の医療機関、サービス提供事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応しています。

主にどんなことをするの？

- 高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり



40~64歳の人は 第2号被保険者

介護保険で対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

(交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。)

*介護保険で対象となる病気(特定疾患)には、下記の16種類が指定されています

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縫靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性膝関節症
- 末期がん
- 脳血管疾患
- 進行性上性失語症、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患

介護保険のサービス利用には申請が必要です

①申請する

本人または家族が、岐阜市の介護保険受付窓口(介護保険課、各事務所及び柳津地域振興事務所)で申請をします。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含みます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書(受付窓口にあります。)
- 介護保険被保険者証
- 主治医の氏名、医療機関名が分かること
- 40歳～65歳未満の人は、加入している医療保険の被保険者証

②要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

調査員がご自宅等を訪問し、心身の状態や日中の生活などを調査します。(調査は公平を期すため全国共通の調査項目です。)

●主治医の意見書

市町村の依頼により主治医が意見書を作成します。
※市町村が取り寄せますので本人が提出する必要はありません

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

③結果の通知

介護保険のサービスを利用するときは、まず市町村が行う「要介護認定」を受けましょう。「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するための審査です。

●原則として認定申請から30日以内に認定結果通知と被保険者証が届きます。ただし、事情により遅れる場合がありますのでご承知ください。

●認定の有効期間は、3ヶ月～24ヶ月です(被保険者証に記載)。新規申請・区分変更は、原則6ヶ月です。

●継続して介護保険サービスを利用する場合は、認定有効期間満了の60日前に岐阜市から更新申請書をお送りしますので、必ず更新の手続きをしてください。

介護サービス(居宅)を利用する場合

要介護

要介護1～5



居宅介護支援事業者等にケアプランの作成を依頼します。

ケアプラン作成

- ①ケアマネジャーが本人や家族の要望、心身の状況などを把握してケアプランの原案をまとめます。
- ②サービス担当者会議等で原案をもとに利用者・家族、サービス提供事業者で検討を重ね、ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約し、介護サービス(居宅)を利用できます。

8ページから

認定

要支援

要支援1・2



介護サービス(施設)を利用する場合

介護保険施設と契約。

ケアプラン作成

- 施設のケアマネジャーが利用者に適したプランを作成します。

11ページから

介護予防ケアプラン作成

- ①地域包括支援センターの職員が自宅を訪問して、本人の心身の状況や生活歴などを把握し、課題を分析します。
- ②課題分析をもとに、今後の目標やどのような支援が必要かなどを決めて、介護予防ケアプランの原案をまとめます。(居宅介護支援事業者に作成業務を委託することができます。)
- ③サービス担当者会議等で原案をもとに利用者・家族、サービス提供事業者で検討を重ね、介護予防ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約し、介護予防サービスを利用できます。

12ページから

一定期間ごとに効果を評価し、介護予防ケアプランを見直します。

介護サービス(居宅)の種類と費用のめやす

在宅で利用するサービスを中心に、「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

相談

居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)



自宅を訪問してもうう

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

- 〈身体介護中心〉 ●食事、入浴、排せつのお世話など
- 〈生活援助中心〉 ●住居の掃除、洗濯、買い物
●食事の準備、調理など
- 〈通院等乗降介助〉 ●通院等の乗車・降車の介助



訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



訪問リハビリテーション

リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。



指導のもとで

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。



医師のもとで

訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。



施設に通う

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

- 個別機能訓練
- 栄養改善
- 口腔機能向上
- などのメニューを選べます。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

- 栄養改善
- 口腔機能向上
- などのメニューを選べます。

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



短期入所療養介護

(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

施設に入つて利用する
居宅サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



介護サービス(居宅)の種類と費用のめやす

環境を整える

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| ① 車いす | ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
(離床センサーを含む) |
| ② 車いす付属品
(クッション、電動補助装置等) | ⑥ 体位変換器
(起き上がり補助装置を含む) | ⑫ 移動用リフト
(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
※つり具の部分を除く |
| ③ 特殊寝台 | ⑦ 手すり | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ④ 特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレス、スライディングボード等) | ⑧ スロープ | |
| | ⑨ 歩行器 | |
| | ⑩ 歩行補助つえ
(松葉づえ・多点つえ等) | |



*要支援1・2の人、要介護1の人は、原則⑦~⑩の品目のみ利用できます

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割を自己負担します。
(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

居宅介護福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の5種類です。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 腰掛便座 | ④ 簡易浴槽 |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 |
| ③ 入浴補助用具
(入浴用いす、入浴台等) | |



購入費用は、一旦全額支払っていただきますが、申請により上限10万円(毎年4月1日から1年間)までの9割分が支給となります。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

心身の機能が低下した人の日常生活の支援や介護者の負担の軽減を図るために小規模な住宅改修に対して、その費用を支給します。工事費用は一旦全額支払っていただきますが、申請により上限20万円までの9割分が支給となります。

●工事の前に申請が必要ですので、ケアマネジャーか市町村の窓口に相談しましょう

支給の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 洋式便器等への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事



※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

介護サービス(施設)の種類と費用のめやす

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。この中から入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の人は施設サービスは利用できません

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります

生活介護が
中心

介護老人福祉施設

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設です。



介護や
リハビリが
中心

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。



医療が
中心

介護療養型医療施設

病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設です。



費用の支払い

施設サービスを利用したときは、施設サービス費の1割に加え、居住費・食費・日常生活費が自己負担となります。



★居住費・滞在費、食費のめやす
使用者が負担する額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に市民税を課税されている人がいる場合は、下表の金額がめやすとなります。

居住費・滞在費、食費の利用者負担額のめやす(日額)

施設の種類	居住費・滞在費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設	1,970円	1,640円	1,150円	320円	1,380円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設	1,970円	1,640円	1,640円	320円	

※施設の設定した居住費・滞在費、食費が上限額を下回る場合は、施設が設定した金額が基準となります

※限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます

低所得の人の負担軽減(特定入所者介護サービス費)

●低所得の人は所得に応じて自己負担の上限が設けられ、これを超える利用者負担はありません。

●負担軽減を受けるためには、申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者に提示することが必要です。

居住費・滞在費、食費の自己負担限度額(日額) ※従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です

区分	居住費・滞在費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
生活保護受給者の人等	490円	490円	490円	490円	300円
老齢福祉年金の受給者の人	820円	490円	(320円)	0円	300円
世帯全員が市町村民税非課税で	820円	490円	(420円)	320円	390円
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人等	1,310円	1,310円	1,310円	(820円)	320円
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人等	1,310円	1,310円	1,310円	320円	650円

※施設の設定した居住費・滞在費、食費が上限額を下回る場合は、施設が設定した金額が基準となります

※限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。



介護予防ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)

自宅を訪問してもらう

介護予防訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除などを利用者といっしょに行い、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。



介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。



介護予防訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。



指導のもとで

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

医師のもとで
指導のもとで

介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。



施設に通う

介護予防通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が日帰りで受けられます。

- 運動器機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能向上
- などのメニューを選べます。

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

- 運動器機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能向上
- などのメニューを選べます。

短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

施設に入つて利用する
居宅サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

